

桜井市新庁舎建設 基本設計概要書

平成30年3月

株式会社 アール・アイ・エー大阪支社

設計方針	・・・01
計画概要	・・・01
配置計画	・・・02
平面計画	・・・03
外観計画	・・・06
断面計画	・・・06
構造計画	・・・07
設備計画	・・・08
環境計画	・・・09
防災計画	・・・10
建替計画	・・・11
外観パース	・・・12
内観パース	・・・13

設計方針

歴史や文化自然がまちの中に生きる「桜井」を感じ、市民に愛されるまちのシンボルとして、あらゆる世代が集い、市民の安心・安全の拠点として市民にやさしく親しまれる、市民のための庁舎を目指します。

◆ 市民が使いやすい庁舎

ユニバーサルデザインに対応した、市民にやさしく、誰もが使いやすい庁舎とします。
ワンフロアサービスの窓口機能や授乳室、子供トイレの設置など市民サービスの向上を図ります。

◆ 市民交流の場となる庁舎

誰もが気軽に訪れることのできる環境を整え、人と人とがつながり、交流する場となる庁舎とします。
市民や観光客が集う地域交流センターや地域交流広場を整備し、憩いの場を創出します。

◆ 市民のための安心・安全な庁舎

災害時の防災拠点として十分な機能や性能を確保するとともに、セキュリティ機能の充実した庁舎とします。
免震構造の採用や非常用発電設備の設置、災害活動の拠点となる災害対策本部の強化を図ります。

◆ 桜井の魅力発信の中心となる庁舎

桜井の産業や観光の振興に向け、地域材の活用や情報コーナーの設置等により、桜井の魅力を市内外に発信する庁舎とします。

「木のまちさくらい」として内装材料に木材を多く活用した建物とします。

◆ 環境にやさしい庁舎

省資源、省エネルギー対策や自然エネルギーの利用を進め、環境に配慮した庁舎とします。
自然採光、自然通風、太陽光発電、雨水利用など自然エネルギーを積極的に活用し省エネルギー化を図ります。

◆ 将来の変化に対応できる庁舎

将来の行政需要の変化に対応しやすい空間レイアウトとし、市民ニーズに対応できる庁舎とします。
執務室は可能な限り無柱空間とし二重床二重天井とすることで、自由度の高い執務スペースとします。



計画概要

◆ 敷地概要

計画地	奈良県桜井市大字粟殿432番1ほか
敷地面積	12,761.605 m ²
周辺道路	東側：国道 169 号、幅員 16m 北側：市道、粟殿上之庄線、幅員 8m
用途地域	都市計画区域内、近隣商業地域
地域地区	準防火地域、31m高度地区、日影規制
	建蔽率：90%、容積率：300%

◆ 建物概要

建物用途	市庁舎・車庫・倉庫
建築面積	4,047.669 m ² （既存建物含む）
延床面積	9,459.202 m ² （既存建物含む）
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、基礎免震構造
規模	地上4階、塔屋1階建て
高さ	最高高さ：23.17m、最高軒高さ：22.17m
駐車場	来庁者用：70 台 （内おもいやり駐車場：4 台、だれでも駐車場：5 台） 臨時駐車場：11 台（地域交流広場） 公用車用：36 台

◆ 敷地周辺の概況



配置計画

◆ 配置計画の考え方

- ・新庁舎の建物配置は、現本庁舎の運用や建替計画を考慮し、既存の駐車場スペースに南北に縦長に配置する。建物北東部分は、一部張出して市民の交流の場となる地域交流センターを配置する。
- ・新庁舎の西側は屋根付きの公用車車庫や資材などの収納スペースとなる倉庫棟などの付属施設を配置する。
- ・分庁舎と西分庁舎は改修し、会議室や倉庫、職員休憩室等として既存建物を活用する。
- ・来庁者の駐車場は、現本庁舎の解体後に新庁舎東側に整備する。
- ・新庁舎のメインエントランスがある建物東側からサブエントランスや分庁舎のある建物南側にかけて屋根付きの車寄せを設ける。車寄せのメインエントランスに近い位置に、幅にゆとりを持たせた、おもしろい駐車場とだれでも駐車場を設置することにより、車いす利用者や妊婦の方、また、介助の必要な方など誰もが利用しやすい計画とする。

◆ 2つの屋外広場

- ・敷地北東角に「地域交流広場」を配置。市民が気軽に集い、憩えるオープンスペースは開放的で平坦な設えとし、さまざまな利用が可能となるよう計画する。
- ・建物と車寄せに囲まれた「中庭」を計画。本市の記憶を継承する友好都市石碑や四季を感じる広場を計画する。

◆ 動線計画の考え方

- ・敷地への出入口は東側及び北側の2か所とし、歩行者に配慮し、安全で利便性の良い計画とする。
- ・来庁者用の駐車場は、回遊性を確保し行止りのない計画とする。
- ・メインエントランスのある建物東側に車寄せを設け、来庁者の動線および駐車場を円滑に接続する。
- ・建物への時間外の入出は建物南側に限定し、隣接して警備室を配置することで、適切な防犯ラインを構築する。

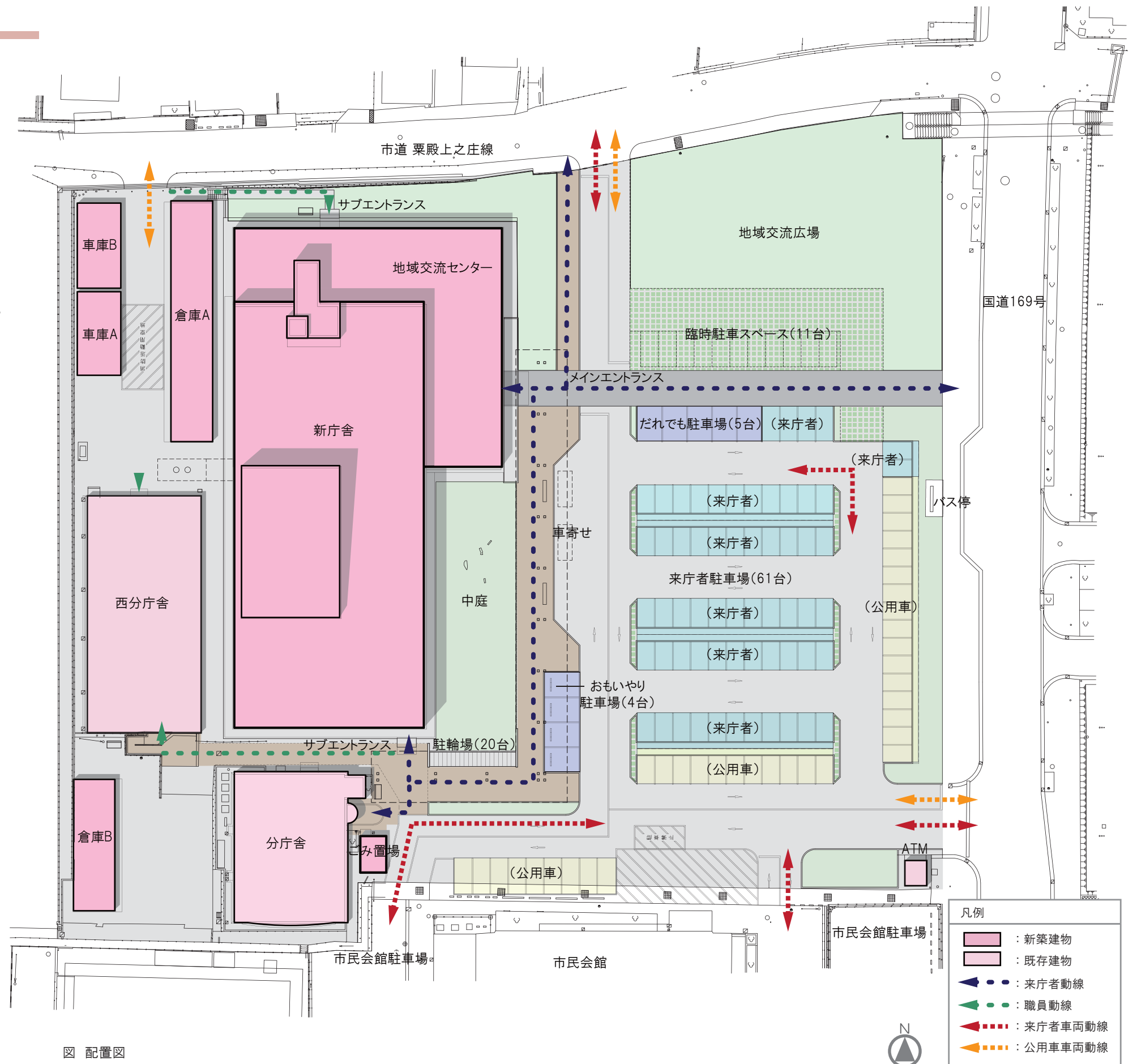


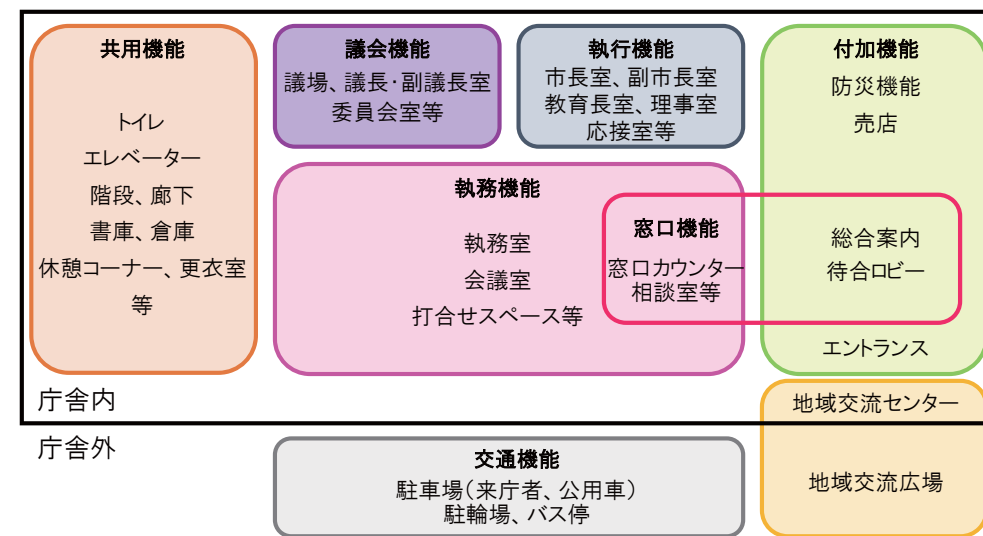
図 配置図

凡例	
	：新築建物
	：既存建物
	：来庁者動線
	：職員動線
	：来庁者車両動線
	：公用車車両動線

平面計画

◆ 庁舎機能

- ・新庁舎は窓口機能や執務機能、執行機能など庁舎として備えておくべき基本機能に加えて、防災機能や地域交流機能、市民の利便性の機能など、市民のための庁舎として付加すべき機能を整備する。



◆ 空間構成

◎ 庁舎のフロア構成の特徴

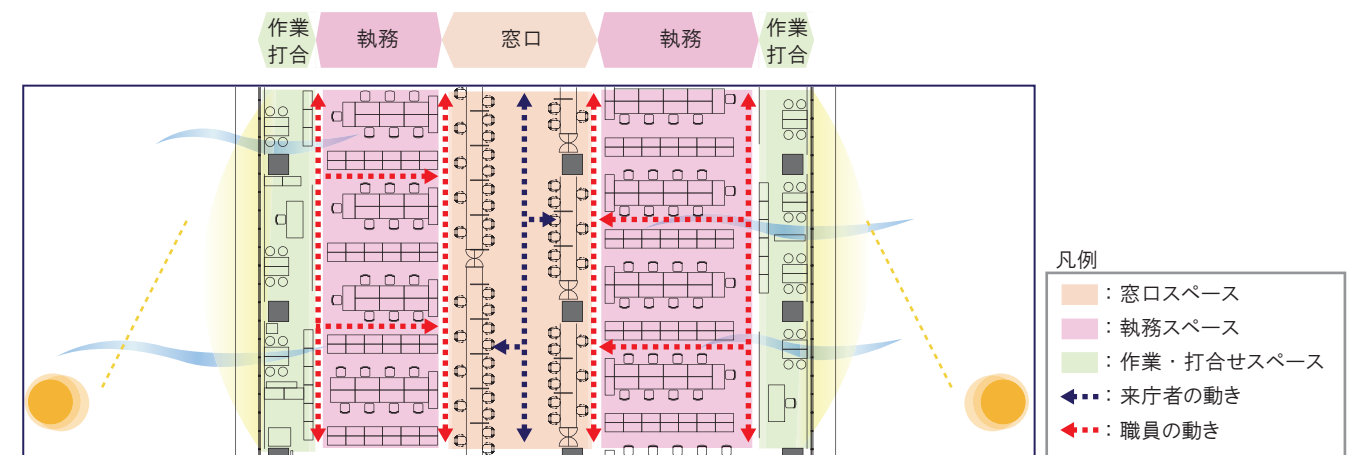
- ・市民の利用頻度の高い窓口を1・2階に集約配置する。
- ・市民の交流の場となる地域交流センターを1階エントランス横に配置する。
- ・市長室などの執行部門は3階北東に集約して配置する。災害時の拠点となる災害対策本部室も同じフロアとし、連携が図れるようにする。
- ・議会部門は4階に配置する。

◎ 庁舎平面計画の特徴

- ・東西に執務室を分散して配置し、中央部に南北に通り抜ける視認性の高い開放的な待合ロビーを設ける。
- ・執務室は大きな無柱空間とし、将来的な組織変更や毎年の異動等によるレイアウト変更に対応できる計画とする。
- ・階段とエレベーターは南北に配置し利便性を高める。
- ・相談室や会議室は各階の執務室近辺に分散配置し、利便性を高める。
- ・時間外出入口を建物南側に設け、警備室を近接させ管理シャッターによる適切な防犯ラインを構築する。

◆ 執務室の計画

- ・職員同士の連携のしやすさや来庁者の視認性を考慮し、執務室は可能な限り無柱とし、間仕切り壁のない、大空間の執務スペースとする。
- ・東西に大きな開口を確保し、明るく開放的かつ通風の確保できる計画とする。
- ・執務室は二重床、二重天井により将来のレイアウト変更に対応可能とする。
- ・執務スペースは明快なゾーニングにより効率的な業務が可能な配置とする。
- ・窓口カウンターはローカウンターとし、車いす利用者にも利用しやすい形状とする。
- ・プライバシーに配慮し、窓口カウンターにはパーティションを設置する。

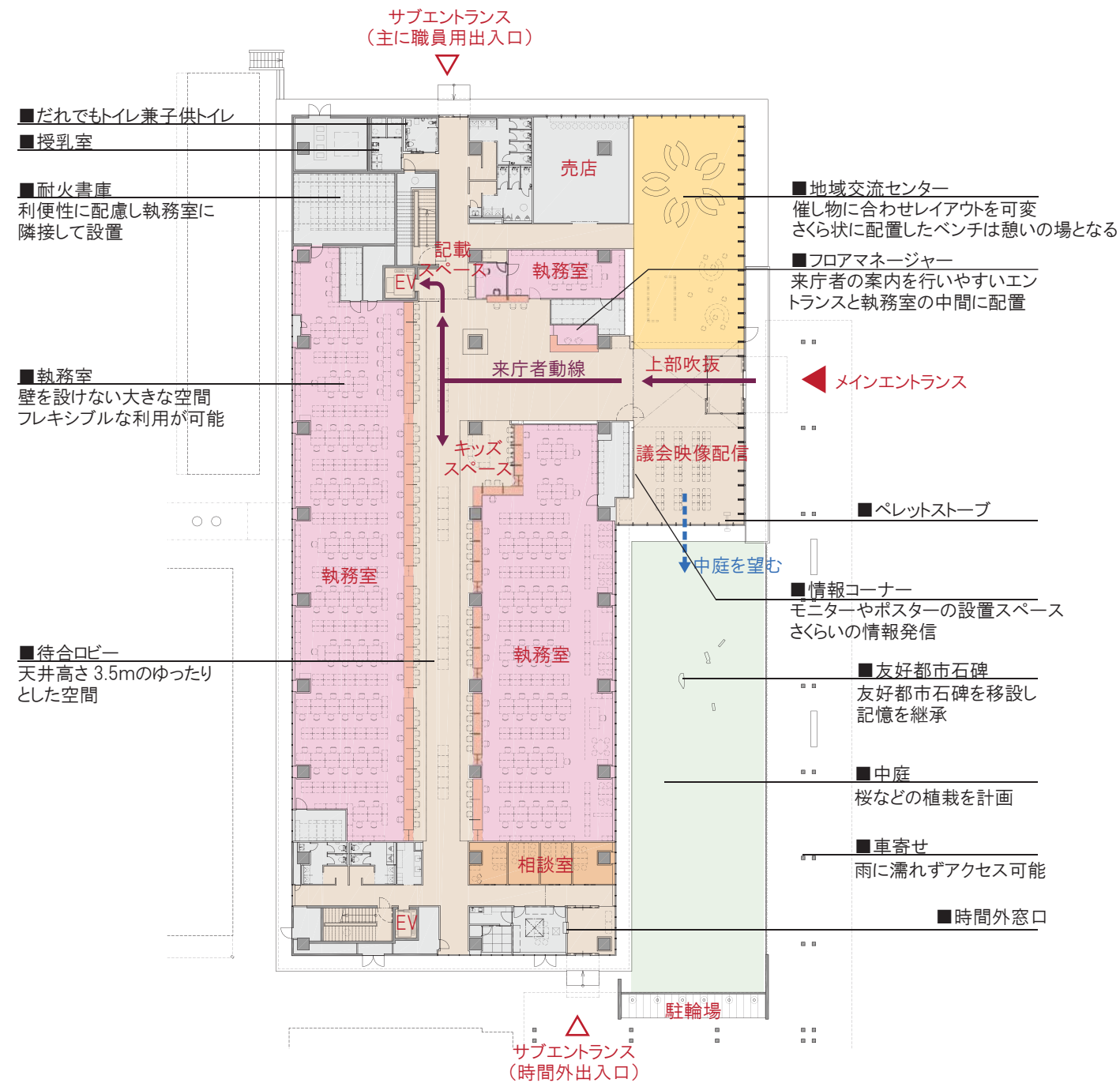


◆ 1階平面計画

- ・市民利用の多い窓口を1階に集約配置し、ワンフロアサービスを提供する。
- ・エントランス横に地域交流センターを配置。イベントの開催や、市民の交流、くつろぎのスペースとなる。

◆ 2階平面計画

- ・東西に執務室を設け中央部に南北に通り抜ける視認性の高い開放的なロビーを設置。
- ・間仕切り壁のない、自由度の高い執務スペースとする。
- ・移動間仕切り壁を開放して、大空間利用できる大会議室を配置する。



□ 1階平面図



□ 2階平面図

◆ 3階平面計画

- ・ 執行機能と関連執務室を近接させ、効率の良い業務が可能な配置とする。
- ・ 災害時の活動拠点として災害対策本部を設置。執務室や関連諸室と連携のとれる配置とする。平常時は政策会議室として利用する。

◆ 4階平面計画

- ・ 議会機能を4階に配置する。
- ・ 議会エリアは他の部門と明快にセキュリティラインを構築する。
- ・ 南側に会議機能を集約配置し、職員が利用しやすい計画とする。

◆ 屋上計画

- ・ 周囲の山々を望むことができ、市民の憩いのスペースとなる展望スペースを配置。
- ・ 設備機器を屋上に集約配置する。
- ・ 議場の勾配屋根を利用して太陽光発電パネルを設置する。



□ 3階平面図

□ 4階平面図

□ PH1階平面図

外観計画

◆ 基本方針

- ・桜井の風土を象徴する新しいランドマーク
歴史や文化、自然がまちの中に生きる「桜井」を感じ、市民に愛されるまちのシンボルとして、未来へと受け継ぐ庁舎の外観デザインを創造します。

—まほろばの桜井をつくる—

- ・田園風景が広がる桜井のまちになじむ低層の建物ボリュームとし、周辺環境に調和した建物とします。

—うるわしの桜井をつくる—

- ・市民、議会、職員の一体感をはぐむ新たな桜井のシンボルとなる建物を目指します。

—もてなしの桜井をつくる—

- ・木のぬくもりにつつまれた、人が集い新しい活動が生まれる場となる建物を目指します。

◆ 桜井を感じるデザイン要素

「和」を感じる

- ・和を意識した軒の深い庇を設置
- ・シンプルな直線ラインで、美しく無駄のない意匠
- ・日差しを遮り、メンテナンスに利用できる機能的なコンクリートスラブ

「歴史」を感じる

- ・歴史の積み重ねや地層をイメージした土壁状の仕上げ

「木」を感じる

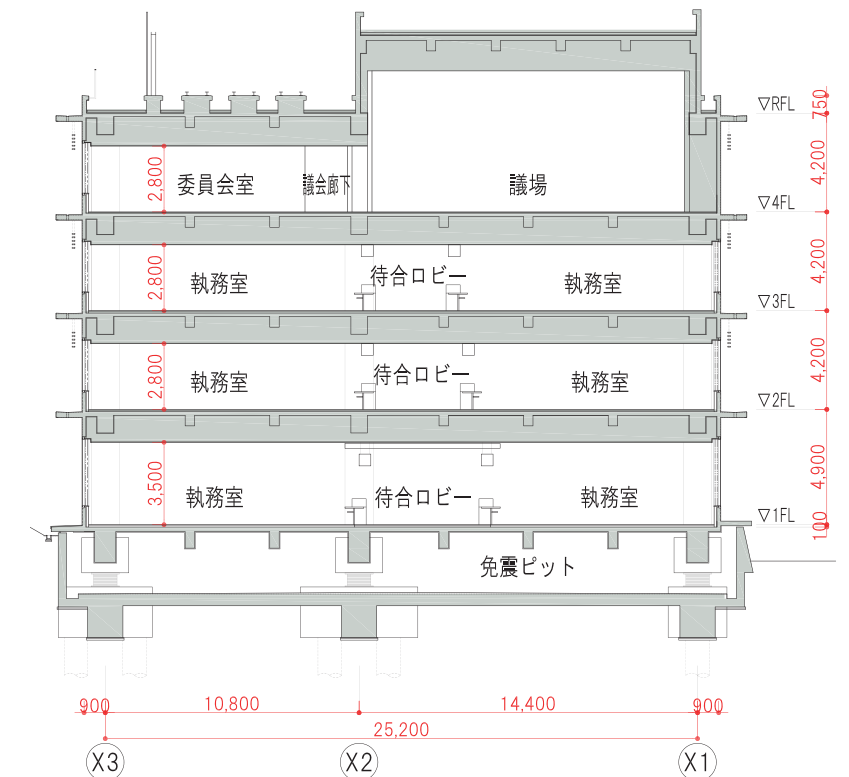
- ・「木を見せる」
- ・木材を用いたやわらかい印象の外観
- ・「木にふれる」
- ・身近に木を感じ、木の香る内装計画
- ・美しい木の内装や内部の活動を屋外に映し出す



断面計画

◆ 断面計画

- ・執務室の天井高さは執務空間としての快適性と経済性を考慮し 2,800mm を標準とする。1階はエントランスホールの開放性に配慮して 3,500mm とする。
- ・執務室の床下は将来的なレイアウト変更に対応するため、フリーアクセスフロアとし構造躯体より 100mm を確保する。(4階は 50mm、マシン室は 300mm)
- ・執務室の天井部分は梁下に換気ダクトが通る寸法を確保する。
- ・上記より1階の階高は 4,900mm とし、2階から4階の階高は 4,200mm とする。
- ・トイレや給湯室等の部屋の天井高さは 2,600mm とする。



構造計画

◆ 基本方針

- ・ 市民のための安心安全な庁舎を目指すとともに、経済性、耐久性、施工性を十分に考慮した計画とする。
- ・ 構造安定性は、常時荷重に対する安定性の確保に加え、大地震後においても構造体の補修を減らすことができる計画とする。
- ・ 地域の防災拠点として、災害時の応急対策活動を遂行できる機能を有し、地震後も庁舎機能を確保し継続利用可能な建物とする。

◆ 耐震安全性の目標

- ・ 新庁舎は災害時の拠点として機能し、大地震後に構造体を補修することなく建物を使用できることを目標とする。
- ・ 人命の安全確保に加えて、十分な庁舎機能の確保を図る。
- ・ 基礎構造は、液状化等が生じて沈下等を生じさせることなく上部構造を確実に支持することを目標とする。

◆ 構造計画

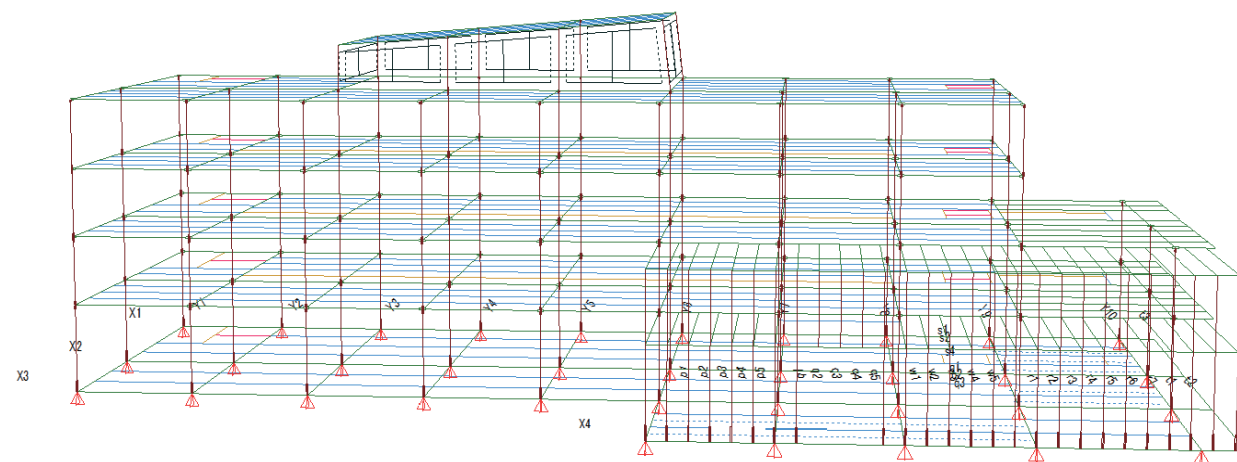
- ・ 大地震時に構造体の損傷が極めて小さく、什器等の転倒防止等が期待でき、大地震後にも庁舎機能を維持できる「免震構造」とする。
- ・ 免震層より上部構造は、長手方向は、剛性が高い「鉄筋コンクリート造」とし、短手方向は剛性が高くかつ長スパンに対応できる「プレストレスト鉄筋コンクリート造」とする。
- ・ 地域交流センターは、開放的かつ一体的な空間を実現するため「鉄骨造」とする。

構造形式 : 基礎免震構造

構造種別 : 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

架構形式 : 純ラーメン構造、一部耐震壁付きラーメン構造 (PH階)

基礎形式 : 杭基礎 (既成杭一プレボーリング工法)



◆ 設計用外力

- ・ 地震力 : 設計用地震動には、「強震観測記録 (観測波)」「模擬地震動 (告示波)」「模擬地震動 (サイト波)」の種類があるが、模擬地震動 (告示波・サイト波) 作成に必要な地盤調査の詳細結果がないため、本基本設計では強震観測記録 (観測波) にて振動解析を行い建物の性状を把握する。実施設計において「強震観測記録 (観測波)」「模擬地震動 (告示波)」「模擬地震動 (サイト波)」を対象とし、設計を行い安全性を確認する。
- ・ 風圧力 : 建築基準法施行令 87 条の規定により、基準風速は $V_0=32\text{m/s}$ 、地表粗度区分はⅢとして計画する。
- ・ 積雪荷重 : 奈良県規則第七十七号「建築基準法施行細則」に従い垂直積雪量は 30cm、比重は 20N/m^2 として計画する。

◆ 設計目標

- ・ 地震力に対する建物及び免震装置のクライテリアは下記のとおりである。

表 耐震設計クライテリア

入力地震動		耐震性能目標		
レベル	地震動の大きさ	上部構造	免震装置	基礎構造
1	稀に発生する地震動	短期許容応力度以内※	免震層の相対変位 250mm以下	短期許容応力度以内
2	極めて稀に発生する地震動	短期許容応力度以内※	免震層の相対変位 550mm以下	短期許容応力度以内

※プレストレスト梁(PC梁)は弾性限耐力以内であることを確認する。

表 免震材料のクライテリア

免震材料		長期	レベル1	レベル2
天然ゴム系積層ゴム支承	せん断変形	-	安定変形以下 $\gamma \leq 100\%$ (250mm)	性能保証変形以下 $\gamma \leq 220\%$ (550mm)
鉛プラグ入り積層ゴム支承	面圧 (N/mm ²)	15.0N/mm ²	短期許容面圧以下 かつ 引張力が生じない	短期許容面圧以下 かつ 引張限界強度
弾性すべり支承	変形	-	250mm以下	550mm以下
	面圧 (N/mm ²)	20.0N/mm ²	短期許容面圧以下 かつ 引張力が生じない	

- ・ 風圧力に対するクライテリア : 建築基準法施行令 87 条の規定によって計算した風速による暴風によって、建築物の構造耐力上主要な部分に損傷を生じないことを確認する。また、建築基準法施行令 87 条の規定によって計算した風速の 1.25 倍に相当する暴風によって、建築物が倒壊、崩壊しないことを確認する。
- ・ 積雪荷重に対するクライテリア : 上記積雪荷重によって、建築物の構造耐力上主要な部分に損傷を生じないことを確認する。上記積雪荷重の 1.4 倍に相当する積雪荷重によって、建築物が倒壊、崩壊しないことを確認する。

電気設備計画

◆ 基本方針

- ・ 耐震性、災害対応に配慮した設備計画とする。
- ・ 環境負荷を低減し、省エネルギー性能の高い庁舎とする。
- ・ からだの不自由な方にも利用しやすい庁舎とする。
- ・ 安全性、メンテナンス性が確保される設備計画とする。

◆ 電力設備計画

- ・ 大規模災害などの非常時に市民を守る拠点として重要な役割を担うため、庁舎電源の多重化（電力会社より本線・予備線引込、非常用発電機の設置、外部電源車接続対応）を行い、商用電力の途絶対策に配慮したシステムを構築する。
- ・ 非常用発電機は、災害時に必要とされる負荷を包括する規模のシステムとする。また、72時間運転が可能な燃料を備蓄する計画とする。
- ・ 外部電源車接続対応は、電力会社による商用電源、燃料供給により稼働する非常用発電機による電源供給が不可能な場合に、外部より電源車を持ち込み、接続することにより電源供給が可能なシステムとする。
- ・ 自然エネルギー利用として太陽光発電を設置し、晴天時に発電を行い、新庁舎の電力消費量の削減に寄与する。
- ・ 新庁舎全館において、LED照明を採用し電力消費量の削減に努める。
- ・ 外光の入る執務室は、昼光センサーを取入れ照明の出力を抑える。またトイレ・更衣室等は、消忘れの防止を考慮し、人感センサーによる点滅を取入れ照明の消費エネルギーを抑制する。

◆ 通信設備計画

- ・ 庁舎という建物の特性上、様々な来庁者が訪れることが想定されるため、以下のユニバーサルデザインに考慮した設備システムを計画する。
 - ①情報表示設備：ディスプレイ表示を行い、来庁者へ視覚的に情報提供を行う。
 - ②トイレ呼出設備：トイレ内での緊急時に備えて外部や職員に通報するシステムを設ける。
 - ③音声誘導設備：メインエントランス、南側サブエントランスにおける屋外からの誘導及びフロアマネージャー、1階の北側トイレに誘導案内として、音声によるアナウンスを行う。
 - ④議場補聴設備：議場傍聴席部分に床下ループコイルを敷設し、議場内音声を補聴器に送信しサポートする。
- ・ 建物の防犯性能を向上させ、安全性を高めるように配慮する。防犯カメラや入退室管理、機械警備（機器別途）の設備を計画する。
- ・ 庁舎周辺地域（600～700m程度）への防災放送対応として屋上にホーンスピーカーを設置し、緊急時等の放送が可能な設備を計画する。
- ・ 通信設備の主要機器は、警備室にて弱電総合盤として一元管理を行う。函体に収容することで将来的な更新も容易になり維持管理にも配慮する。

機械設備計画

◆ 基本方針

- ・ 地球環境・省エネルギー・快適性に配慮した計画とする。
- ・ 災害時のインフラの途絶を考慮し災害対策本部等の機能維持・水の備蓄・貯留を計画する。
- ・ 来庁者や職員の快適性・安全性に配慮した計画とする。
- ・ 適切なメンテナンススペースを確保し、日常の維持管理・点検が容易な計画とする。

◆ 空気調和換気設備計画

(1) 空気調和換気設備

- ・ 空調機器は、室外機が省スペースで設置でき、室内機ごとに個別運転が可能なマルチパッケージ型空調機を採用する。
- ・ 議場は天井高が高くマルチパッケージ型空調機では十分に空調できないため、ルーフトップエアコンを採用し、ダクトによる空調・換気を行う。
- ・ 執務室等の各居室扱いの部屋には天井隠ぺい型全熱交換器を導入する。
- ・ トイレ・給湯室などの排気にともなう外気取り入れの熱放出を緩和するため、廊下・待合ロビー等に外気処理エアコンを取り入れ、快適性を確保する。

(2) 自動制御設備

- ・ 集中リモコンを取り入れることにより、各個室の手元リモコン以外でも温度コントロールを可能とし、快適な空間を維持する。消忘れなどによる無駄な電力消費を制御でき、デマンド監視により建物全体の空調負荷を抑え電気使用量の抑制を図る。

◆ 給排水衛生設備計画

(1) 給水設備

- ・ 給水方式は受水槽・加圧方式とし、上水系統と雑用水系統の2系統とする。
- ・ 雑用水の主な水源は雨水とし、バックアップとして上水を補給する。

(2) 排水設備

- ・ 排水は原則自然流下にて屋外に排出し、市下水道本管に放流する。災害時には排水経路を切り替えることにより、排水貯留槽に汚水を貯留する。

(3) 給湯設備

- ・ 給湯方式は局所方式としガス給湯器及び貯湯式電気温水器により供給を行う。

(4) 衛生器具設備

- ・ 耐久性、清掃性、節水性に優れた衛生器具を採用する。

(5) 消火設備

- ・ 消防法及び関係法規等に基づき、消火器、広範囲型2号消火栓を設置する。

(6) 雨水利用設備

- ・ 雨水をピット内に集水し、ろ過装置にてろ過後各トイレ洗浄に供給する。

環境計画

◆ 基本方針

- ・環境負荷を可能な限り低減する「人と環境にやさしい庁舎」を目指す。
自然の恵みや資源を最大限に活かし環境配慮を行うとともに、将来起こりうる改修等も行いやすい計画とすることで、長く使い続けられる庁舎を目指す。

◆ 自然の恵みを活かした庁舎

- ① 「光」を活かす「光」を遮る
 - ・軒の深い庇とブラインドにより日射負荷を低減する。
 - ・屋上に太陽光パネルを設置し照明等のエネルギーに利用する。
 - ・ハイサイドライトや窓から自然光を積極的に取り入れることで照明負荷の低減を行う。
- ② 「水」を活かす
 - ・雨水貯留槽に雨水を貯め、トイレの排水に利用できる計画とする。
- ③ 「風」を活かす
 - ・階段室に風の通り道をつくり、風と温度差を利用した自然換気を行う。
- ④ 「緑」を活かす
 - ・屋上緑化を積極的に行い、土壌による断熱と緑による日射遮蔽により屋内温度の上昇を低減する。

◆ 長く使い続けられる庁舎

- ・免震構造の採用により、建物構造体の耐久性を確保する。
- ・奥行き約 14m の無柱空間は将来的なレイアウト変更が可能なフレキシブルな空間とする。
- ・情報や電源の配線ルートが確保しやすく、変更等にも容易に対応可能な二重床、二重天井システムを採用する。

◆ 資源を活かした庁舎

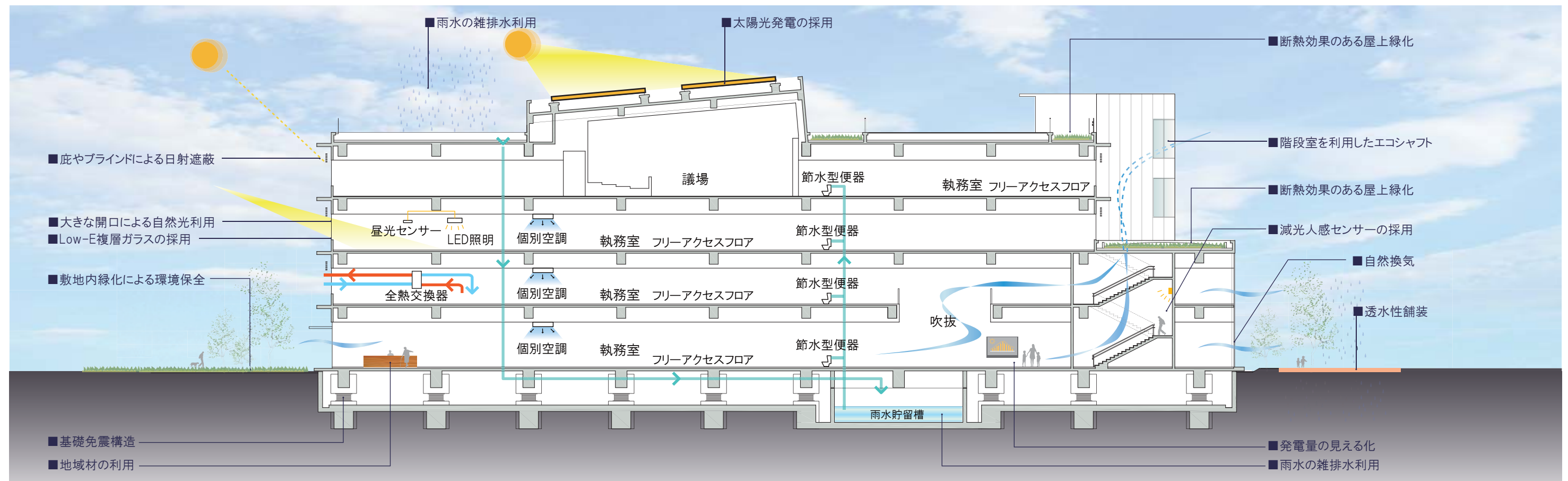
- ・家具や内装材等に地域材（奈良の木）を積極的に利用する。
- ・ホルムアルデヒド等のVOC(揮発性有機化合物)の少ない材料を使用する。

◆ 市民と共にはぐくむ環境の意識

- ・エントランスロビーなど市民の目に触れる場所に太陽光発電の発電量をモニターにて“見える化”することや、環境配慮項目のパネル掲示により、市民と職員の環境への意識向上に貢献する。

◆ 周辺環境の保全

- ・敷地内緑化：敷地の一部と屋上に緑化を施すことで周辺環境の保全に配慮する。
- ・騒音、振動の抑制：遮音壁や防振ゴムの採用により周辺への影響を低減する。



防災計画

◆ 基本方針

◎地域の要となる庁舎

- ・大災害時でも機能維持が可能な免震構造を採用し、高い耐震性能を確保する。
- ・インフラの多重化や自家発電設備の設置によりライフラインを確保する。
- ・災害時も利用できる自然エネルギーを有効活用し、業務継続に貢献する。

◎市民がたよりにする災害活動拠点

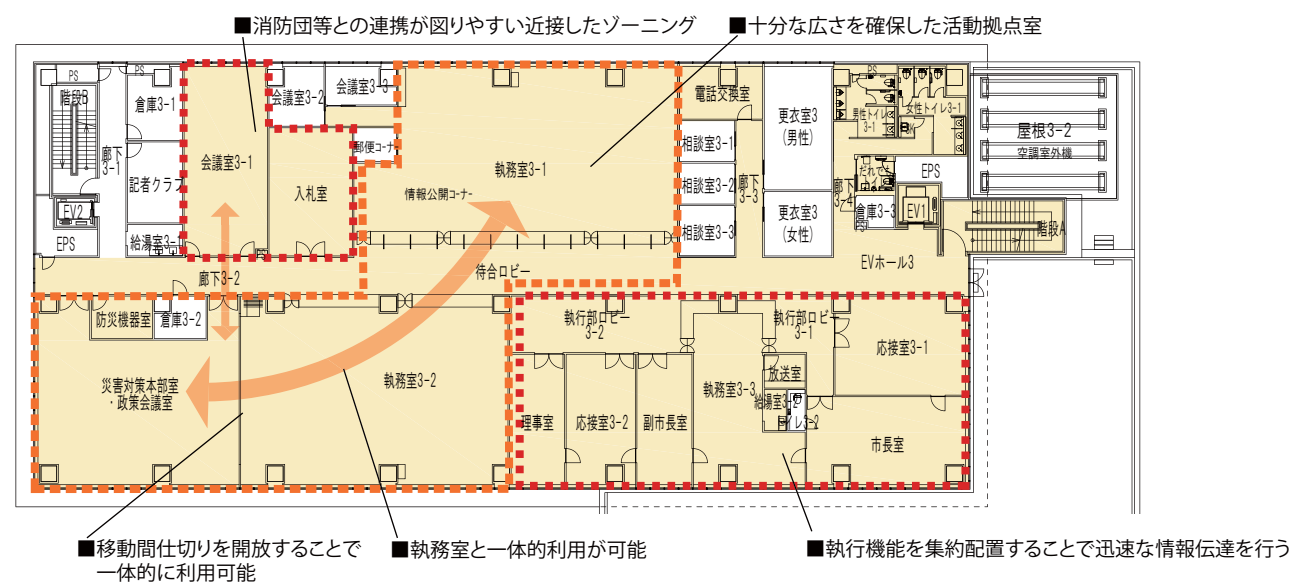
- ・人や情報が集まる拠点として整備を行う。
- ・情報発信拠点として、情報通信の多重化により関係機関との連携体制を構築する。
- ・日常的な市民・職員への防災意識の啓発、災害時への備えを行う。

◎災害時に柔軟に利用

- ・迅速に災害対策本部に機能転換可能な平面計画とする。
- ・マンホールトイレの設置や一時避難場所として、広場を活かした災害拠点計画とする。

◆ 災害対策本部

- ・災害時の迅速な情報伝達を行えるよう、災害対策本部室と活動拠点室を3階に集約配置する。
- ・移動間仕切り壁により災害対策本部室を拡張し、執務室3-2と一体的な利用が可能な計画とする。
- ・活動通路を介して執務室3-1との連携も可能となるよう活動拠点室として必要な照明、コンセント等を災害時にも活用できる計画とする。



◆ 災害拠点としての庁舎

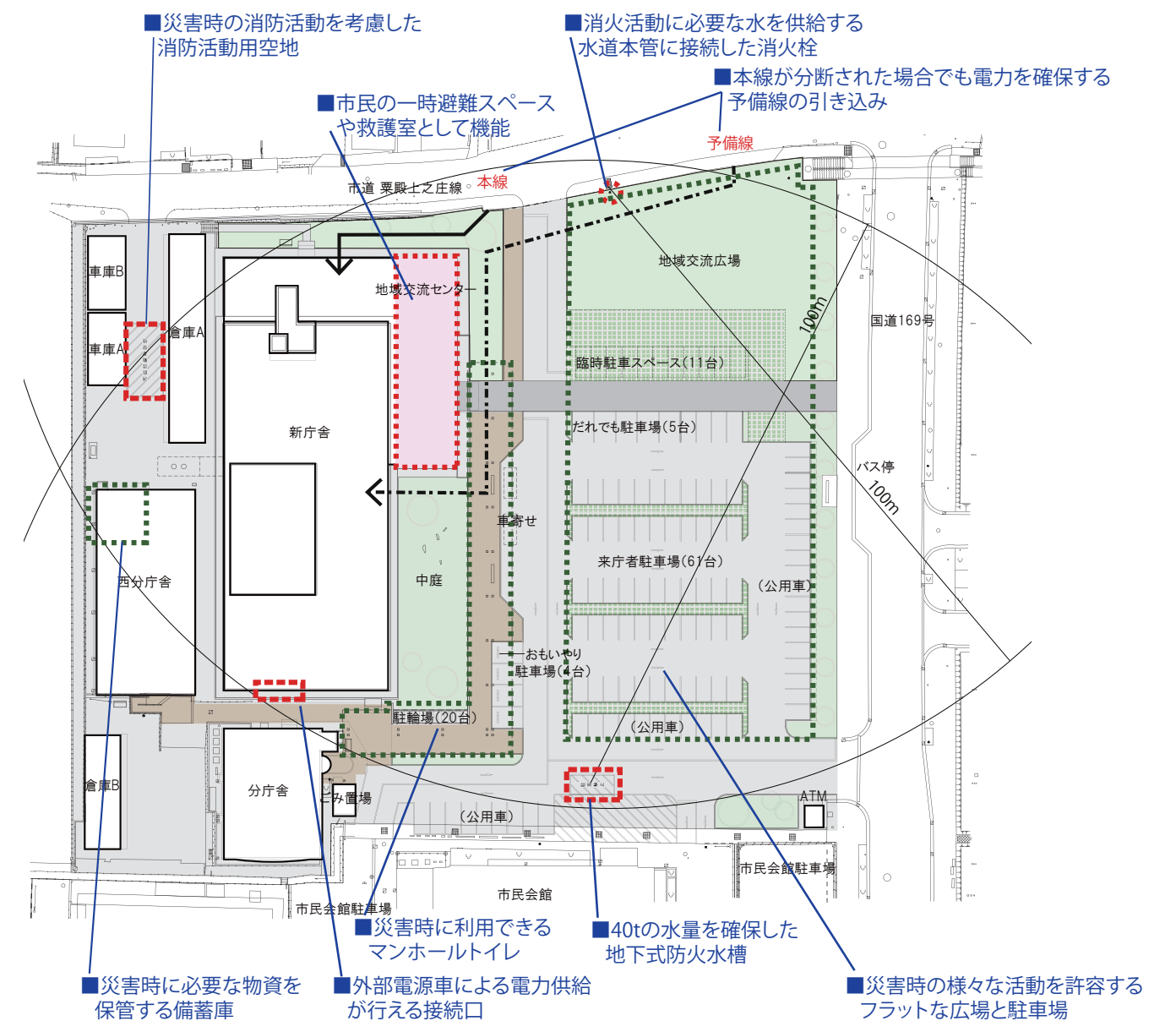
- ・災害時において庁舎の諸室を防災拠点として機能転換可能な計画とする。

◆ 災害に備えた防災設備計画

- ・既設の西分庁舎を活用し、災害時に必要となる飲料水や災害対策の物資等を備蓄する。
- ・敷地内に屋外消火栓と40tの防火水槽を設置する。

◆ 災害に備えたインフラ計画

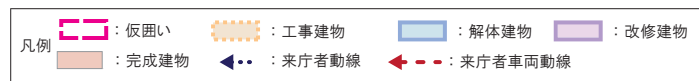
- ・受水槽を設け、非常用発電設備にてポンプを稼働させ飲料水を確保する。
- ・雑用水槽を設け、非常用発電設備にてポンプを稼働させトイレの洗浄水に利用可能な計画とする。
- ・災害対策用の排水槽とマンホールトイレにより災害時に貯留できる計画とする。
- ・72時間稼働可能な非常用発電設備を設置する。
- ・本線予備線による2回線引込によりインフラ遮断時に切り替えができる計画とする。



建替計画

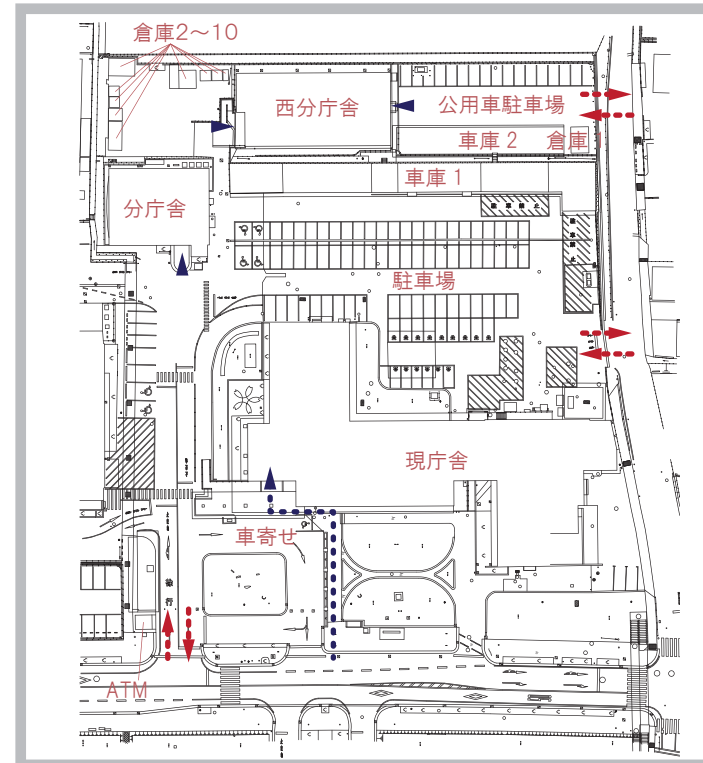
◆ 建替計画

- ・ 現庁舎を運用しながらの新庁舎建設工事となるため、利用者の安全に十分配慮した計画とする。
- ・ 工事期間中の利用者用の駐車場確保に配慮した計画とする。



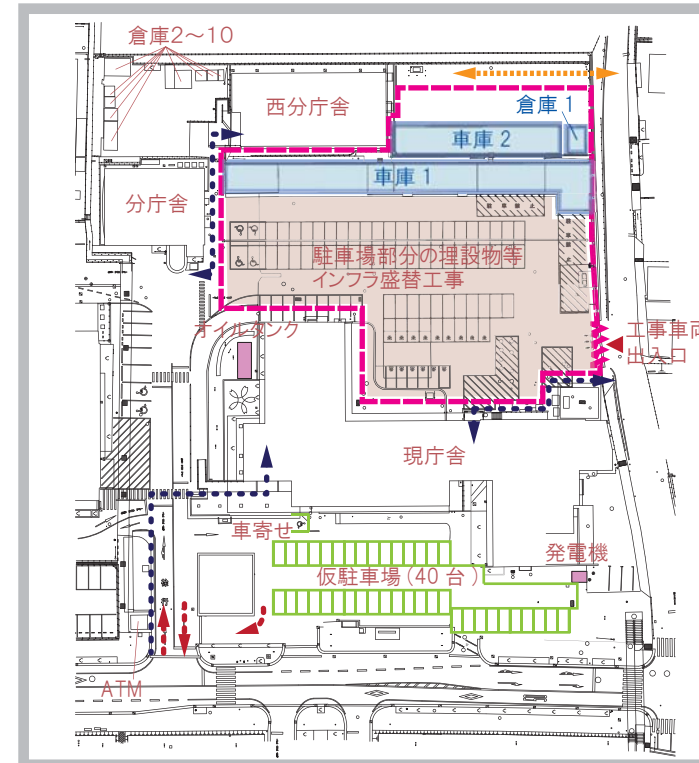
◆ STEP-0

- ・ 現況図



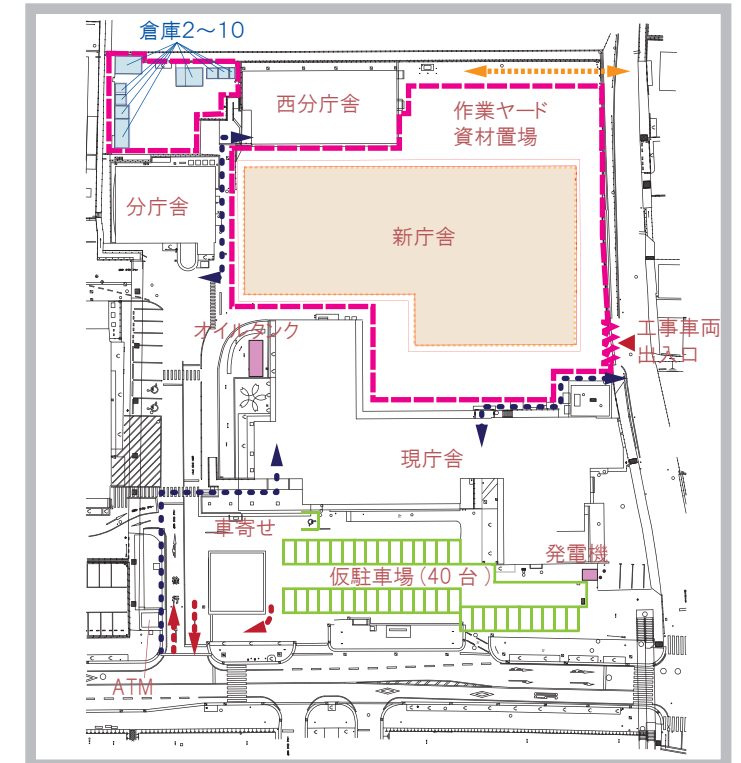
◆ STEP-1

- ・ 既存車庫倉庫の解体及びピンプラ盛替え工事



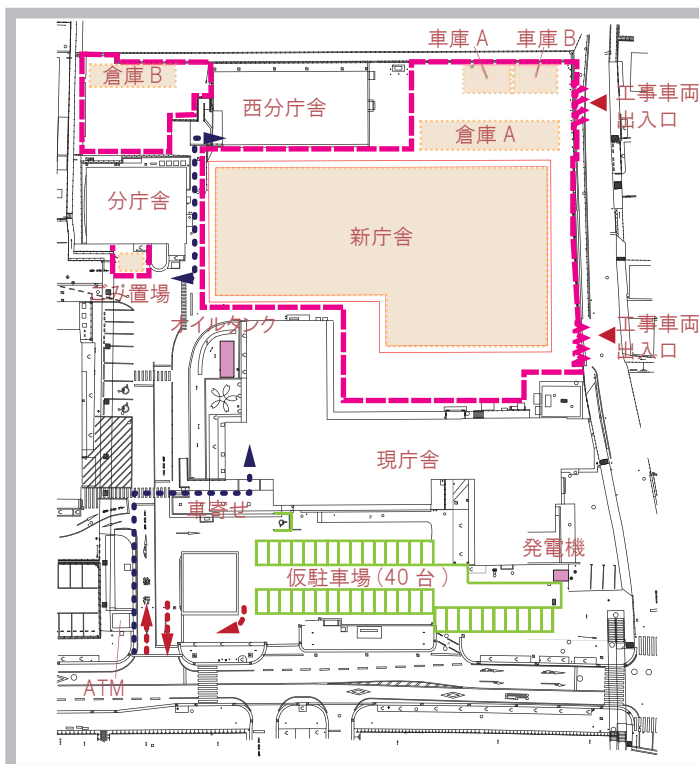
◆ STEP-2

- ・ 新庁舎建設工事



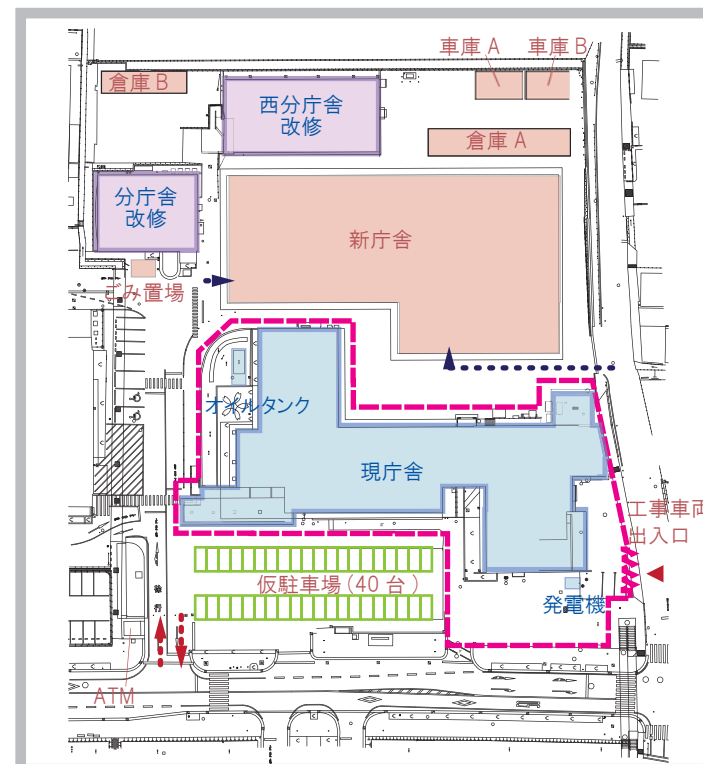
◆ STEP-2

- ・ 新庁舎建設工事、附属棟(車庫、倉庫)の建設工事



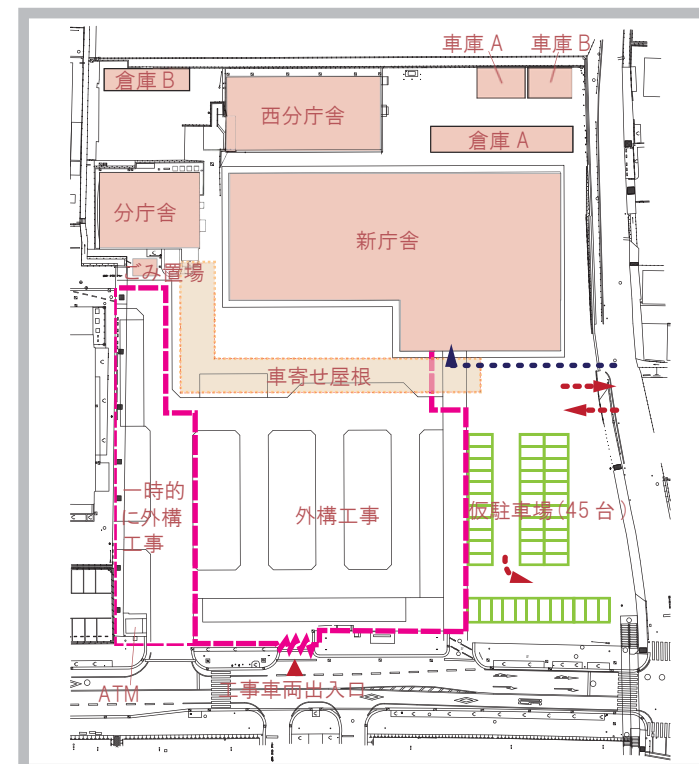
◆ STEP-3

- ・ 新庁舎への移転、現庁舎の解体工事



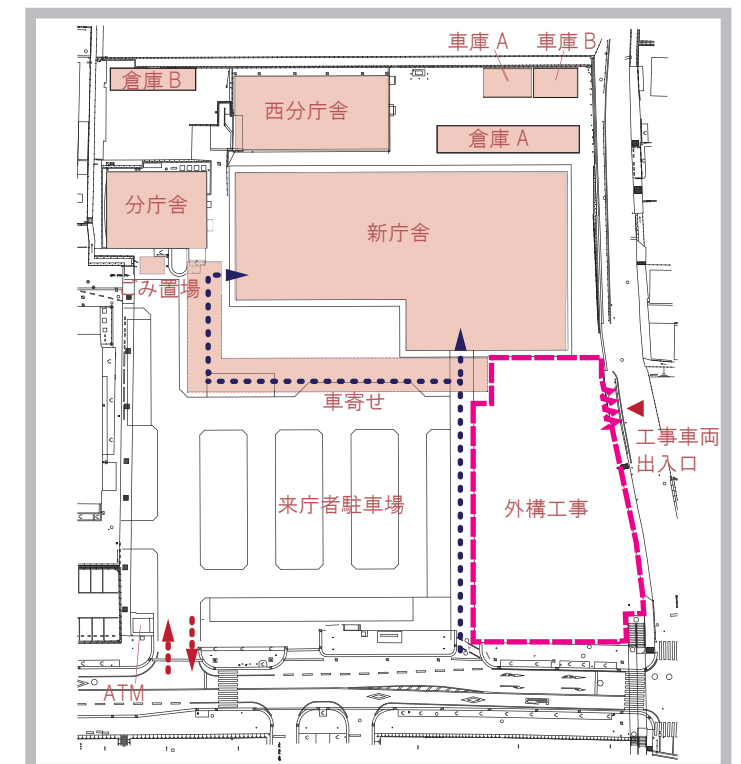
◆ STEP-4

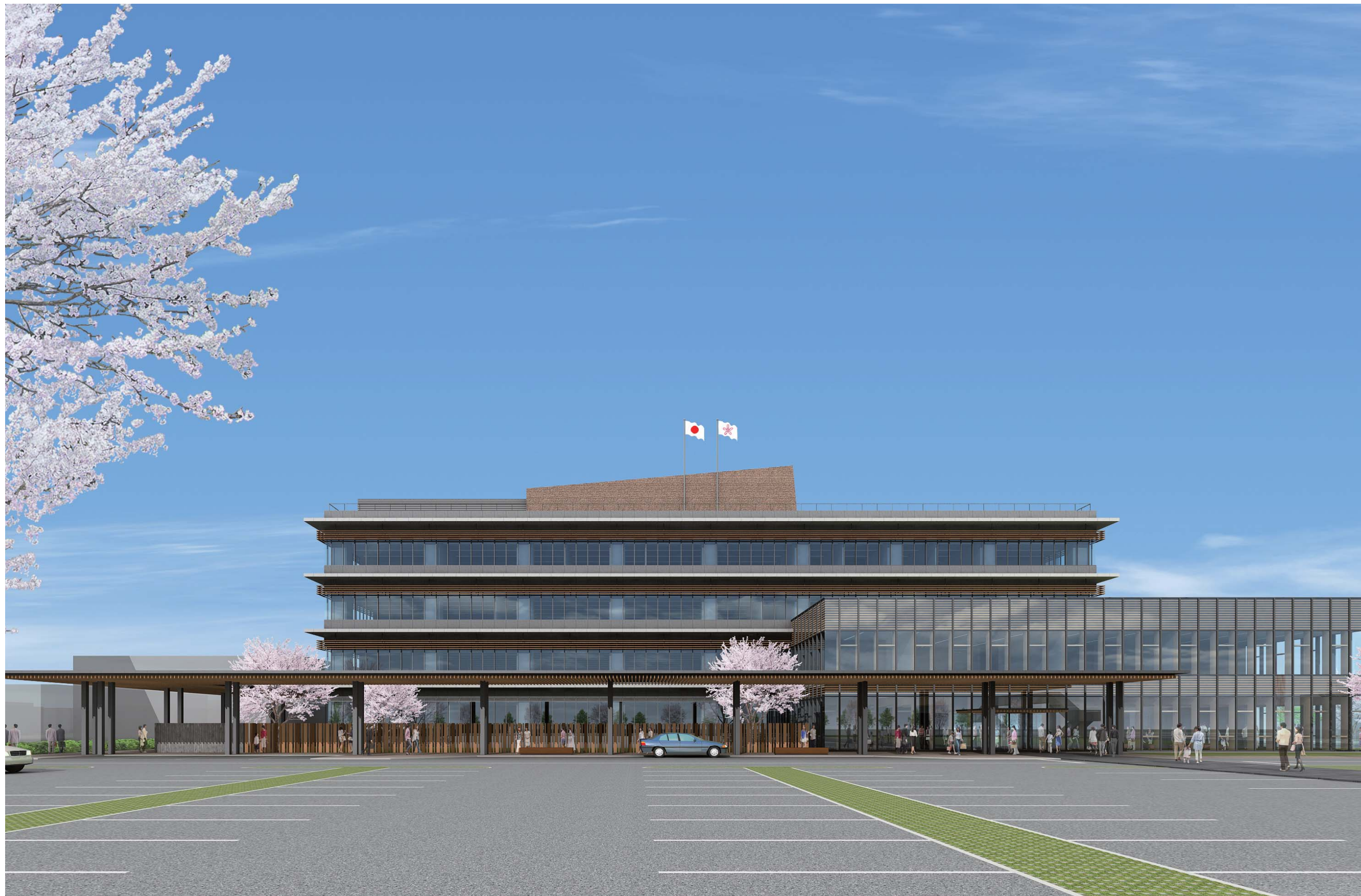
- ・ 屋外整備工事



◆ STEP-4

- ・ 屋外整備工事





外観パース(アイレベル)



内観パース(地域交流センター)